

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.16)

1 日 時 令和5年11月22日(水)
午前10時00分 開会
午前11時48分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	西 田 一
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総 務 部 長	星之内 正 毅
地域福祉部長	名 越 雅 康	長寿社会対策課長	徳 永 晶 子
障害福祉部長	西 尾 典 弘	障害福祉企画課長	樋 口 聡
子ども家庭局長	小笠原 圭 子	子ども家庭部長	岩 佐 健 史
事業調整担当課長	村 上 幸 夫	子育て支援部長	高 橋 浩
母子保健担当課長	中 原 尚 子	青少年課長	白 鳥 公 将

外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	有 永 孝	委員会担当係長	梅 林 莉 果
---------	-------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	行政視察について	11月13日から15日に行った行政視察について、委員間で意見交換を行った。
2	障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正に係るパブリックコメント実施結果について	保健福祉局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

○委員長（村上直樹君） それでは、開会いたします。

本日は、所管事務の調査を行った後、保健福祉局から1件報告を受けます。

初めに、所管事務の調査を行います。

本日は、11月13日から15日に行いました行政視察について、委員間で意見交換を行います。他都市の先進的な取組に関する所感や、本市で取り組むべき事例、また、取組に当たっての問題点や課題などについて意見交換を行っていただきたいと思えます。

本日の意見交換の内容は、正副委員長で取りまとめた上、議長に提出する行政視察報告書や所管事務調査の委員会報告書に反映させていただきたいと考えております。本市の行政施策への反映や執行部への提言など、今回の行政視察が実りあるものとなるよう、活発な意見交換をお願いいたします。

なお、今回は、所管事務の調査の一環として委員間での意見交換を行うものですので、執行部に対する質問については、事実確認など必要な範囲で行うようお願いいたします。

それではまず、神戸市の保育所送迎ステーションについて意見交換を行います。

神戸市では、保育所送迎ステーション設置の経緯や整備状況、待機児童数の推移及び今後の方針などについて調査を行いました。

それでは、意見、提案等あれば発言をお願いいたします。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 保育所を選ぶ際の条件というのが、やはりなるべく自宅とか職場から近いところになるわけですが、今回視察させていただいた保育所送迎ステーションについては、そういう点からいっても非常に保護者にとってありがたいのではないかと思います。それが1つあります。

一方で、現地でも質問しましたが、子供を受け渡す場面が増えるわけで、確実に手違のないように子供の受渡しができるのかという点で、しっかりとした手順が必要ではないかと思いました。

それから、全体として人口減少、少子・高齢化が全国的な課題になっているんですが、神戸

市はそれなりの求心力を持っているんじゃないかと思っていたんですけども、人口が減少傾向にあるということと、保育ニーズのピークが令和4年度であったということについては少し意外な感じがしました。これは単なる感想なんですけど、そんな所感を持ちました。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか。井上委員。

○委員（井上しんご君） 神戸市は、現場には行けずに座学だけだったんですけども、町の中であって、そこに歩いて行けるとか自転車で行けるということは非常にいいなと感じました。一方で、郊外型というか山手側にある幼稚園施設等で定員割れしているという状況で、そこのミスマッチを防ぐために、保護者は町なかに歩いて送迎でき、そこからバスで、自然がある園庭の広いところに移るといふ仕組みは、都市部では非常に有効だなと感じました。

比較的、北九州は車での送迎が多いため、神戸市とかに比べればそこまでないのかなと思いました。特に2歳以下の保育ニーズが非常に高まっているということで、そういった部分の手当てというか、非常にニーズが多いということをお伺いして感じました。

一方で、そういったニーズが高まっているんだけど、上げ止まりということもあったと思うんですけども、育休とかそういった制度が発達して保育所のニーズが高まっていき、そこで待機児童を減らすという形でやって、市民の期待に応えれば応えるほどニーズが高まっていく、そういった中でも対応している神戸市の取組は非常に面白いと思いました。以上です。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） この保育所送迎ステーションについては、流山市を参考に神戸市もやられたということで、流山市に関しては、東京のベッドタウンで、通勤途中で駅に置いて、それから各保育所にということで、日本一子育てしやすいというような市になってきたわけです。武内市長の公約にこの保育所送迎ステーションのことが書かれていたので、北九州市にとってこれがどういう意味を持つのかということで、政令市で人口的規模も同じような神戸市を見させていただいたことはすごく参考になりました。

そういう中で、神戸市も保育所送迎ステーションを設置して、令和4年度に待機児童がゼロになった。これは、神戸市では大変有意義だったと思いますが、北九州市がこれをつくったときにどのような効果があるのか検証したときに、神戸市は区をまたがっての部分で解消につながったと話がありましたけれども、執行部の方にお聞きしたいんですが、もし北九州市内でこの保育所送迎ステーションをやるとしたら、八幡西区とか小倉南区は若い人たちが多くて待機児童も増えてくるかと思うんですが、北九州市で当てはまる地域というのは、どの辺なのか想定できるなら教えていただきたいと思います。

○委員長（村上直樹君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 北九州市の場合、皆様御存じのとおり、平成23年度から年度初めの待機児童がゼロという形になっております。ただ、そうした中でも保育ニーズが高いエリアというところもやっぱりあろうかと思っておりますので、もし保育所送迎ステーションを考えていく場合は

そうしたところを中心に検討していくのかなと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） ありがとうございます。

神戸市は8か所つくって、今後はつくらないという方向性を出されているわけなんですけど、北九州市でも黒崎とかマンションが物すごく増えてきて、これから保育の需要が高まってくる地域だと思うんですが、その黒崎の人たちを区をまたいで平準化していくということも視野に入れて考察していただけたらいいのかなと思いました。以上です。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） まず、今回の視察に関しまして、事務局の皆さん、本当にありがとうございました。すばらしい視察でした。

その上で、今回の神戸市ですが、これは武内市長の公約の中に保育所送迎ステーションの試行があったかと思うので、北九州市でもそういう方向で考えるのかなと思っているんですけども、神戸市の取組は大変すばらしいなと思った反面、あそこまで公共交通機関が発達していない北九州市は、車の送迎のほうが多い中で、あと、北九州市は4月の時点では待機児童がゼロということも含めて、保護者の皆さんの選択肢を増やす方向に行くのか、それとも、より一層のミスマッチを防ぐのか、保育所送迎ステーションを始めるに当たって狙いも必要なのかなと正直思いました。

例えば、車で送迎が多い本市であれば広い駐車場の確保が必要と考えたと、ショッピングセンターとかそういった大型施設で送迎をしながら地域の保育所に送るという方法もあるのかなとか、いろいろと可能性は感じましたので、大変すばらしい取組で勉強になりました。以上です。

○委員長（村上直樹君） 白石委員。

○委員（白石一裕君） 私も非常に勉強になりました。ありがとうございました。

保育所送迎ステーションなんですけど、今答弁があったように、平成23年から待機児童がゼロということなんですけど、年度途中ではやはり出てきている。ゼロ歳、1歳、2歳とか、それぞれ細かく受入れ体制が微妙に違っている。

その中で今、交通インフラの違いも出てきているんですけど、若い方々って意外と車をお持ちでない方も多いんじゃないかなと思ってまして、そうすると交通至便なところに住みたいので、例えばさっきお話が出たんですけど、黒崎駅の周辺に住もうとなると、私も過去に経験があるんですけど、どうしてもそこのニーズが高いんですよね。保育ニーズが高いんですけど、ちょっと離れたところに行くと幾らでも空いているという状況があって、それをカバーするためにこういったステーションが必要なんだろうと思いますけど、市内全域でカバーするとなるとかなりの数のステーションを整備しないといけない。どれぐらいの予算をもってどのぐらいの時期にどれぐらい整備していくのかという全体計画を出さないといけないと思うんですけ

ど、まず手始めにどこかやってみる、八幡東区の山の中でもいいんですけど、そういった中で、どういった方向でどういったニーズがあるのかというのを少し細かく、若い世代というのは、さっきも言いましたけど、車を持っていないんですよ。もう車離れしているというのがニュースになっているじゃないですか。持っている人は高齢者ばかりですよ。事故を起こすような高齢者ばかり。事故を起こすばかりと言ったら失言ですね。

ですけど、やっぱり若い世代にとっては、車って便利なんだけど、お金がかかるから、例えば一家に1台しかないと、それは御主人が仕事に乗って行く、残されたお母さんは子供さんを何とか近くの保育所に預けたい。どうしてもお母さんも仕事へ行かないといけないから、駅から交通機関に乗っていくということを考えると、どうしても交通インフラが便利じゃないと、1時間に何本かしかバスが来ないようなところには住めないんですよ。そういうところに必ずステーションが必要なわけで、そうすると、市内全域で考えるとかなりの規模で考えていかないといけない。やることは物すごくすばらしいんだけど、実は、お金も時間も中身も相当要るんじゃないかなと思うんですよ。

だから、まず手始めにどこかでやるということも大事だと思うんですけど、何かその辺の考え方を役所としてどう整理するのか、また機会があったら教えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか。西田委員。

○委員（西田一君） 今、委員の皆さんにいろいろと御意見をおっしゃっていただいたんですが、ちょっと重なるところもあるんですけど、武内市長の公約で保育所送迎ステーションがあったかと思うんですが、神戸市の場合はそもそも待機児童の問題に端を発して保育所送迎ステーションを始めた。本市の場合は、年度当初の待機児童はずっとゼロが続いている。年度末になると待機児童は増えるんだけど、待機児童の中にも、例えば育休をできるだけ長く延ばすために取りあえず入所の希望を出しているという方も相当数いらっしゃるという中で、神戸市が保育所送迎ステーションを導入した経緯と今の北九州市の状況って違うのかなと思ったのが率直な感想です。だから、待機児童ゼロですよと発信している中でこの保育所送迎ステーションを検討しているところの意義というか目的を子ども家庭局に確認したいなと思います。答弁お願いします。

○委員長（村上直樹君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 まず、11月9日にアンケート結果の御報告を皆様にさせていただきました。そうした中で、もちろんニーズが大きいものもあれば小さいものもあるということで、ただ、ニーズが小さいという中でも軽視できないものもあるのではないかなと。私どもとしてはニーズの背景に目を向けていく必要があるのではないかと考えています。今回のアンケート結果につきましては、保護者のニーズの大きさだけでなく、保護者の方の負担の大きさについても丁寧に見ていく必要があるのではないかなと考えています。

保育所送迎ステーションへのニーズについては非常に少ない状況でしたが、アンケートの中で、自宅からの送迎時間が15分以上あるとお答えになった方が16%いるという状況から、例えばやむを得ず遠くの保育所を利用している方、送迎にかかる負担が大きな方が一定数いること、こうしたニーズにも目を向けていく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 西田委員。

○委員（西田一君） これは保育所の経営とかにも関わる話なので、慎重にやらないといけないと思っているんですが、例えば地域によっては待機児童が相当数存在する保育所もありますし、一方で、特に周辺で高齢化が割と進んでいる地域なんかはそもそも子供が少なくて、本来の定員を下回っている保育所もある。そこをうまくマッチングするのが理想的なのかなと思っていますが、先ほど申し上げたように保育所の経営ということも考えると、現場の先生方、保育所の経営者の皆さんには今どのようなリサーチをしているのか、あるいはしていないのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（村上直樹君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 まず、今回の利用者の方へのアンケートを行うに当たりまして、施設側、保育現場にも、まずは利用者の方の意見を伺っていきたくてということで御説明しております。そして、アンケート結果がまとまりましたので、これを受けての市の考え方を保育現場に説明して行って、意見も求めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 西田委員。

○委員（西田一君） ぜひ委員の皆さんにも共有していただきたいのが、保育所送迎ステーションをやるんだという保育所送迎ステーションありきの議論じゃなくて、あくまで保育ニーズのミスマッチをいかに解消するか、あるいは、送迎時間を短くすること。だから、送迎時間が15分以上あると確かに負担ではあるんですが、例えばその15分がどういった理由、原因なのか。例えば、職場に近いところの保育園を選んでいるのであれば、当然その保育園までの通勤時間、運転時間というのは長くなるので、そういった部分も細かくニーズを把握してから、じゃあここに要るよねとか、神戸市もやっぱりエリアを指定して公募をかけていましたので、保育所送迎ステーションありきということじゃなくて、いかにミスマッチを解消するか、そのツールとして保育所送迎ステーションがあるべきだと思っています。

それと、仮に保育所送迎ステーションがここに必要だよねとなっても、保育士を募集しても来てくれないという根本的な問題もあります。神戸市で教わったことは、職員配置に関しても保育所送迎ステーションと本体施設を合わせての職員配置、要は職員配置で何か保育所送迎ステーションが優遇されているかということ決してそうじゃないということですよね。ただ、保育所送迎ステーションにも保育所機能がある以上、ひょっとしたらプラスアルファの保育士が必要になるかもしれない、その配置基準をどうするのかということのも当然緻密に考えないといけな

いと思っておりますので、ぜひ共有していただきたいと思っております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 確かに保育所送迎ステーションというのは名前はいいんですが、親の都合で子供の立場で考えていないというか。今、北九州市は待機児童ゼロと言っているけど、待機児童はいっぱいいますよ。ならば、2歳児預かり保育も含めて保育所、幼稚園、それから、こども園ができるときも、子供は手荷物じゃないぞと言ったことも思い出しますが、保育所送迎ステーションは、まさに手荷物預かり所。

だけど、そこには保育の施設もあって、話を聞いてみたらすばらしいなと思っておりますけれども、行政にしっかり考えていただきたいのは、保育所の評判は別としても、親御さんの都合で自宅からの距離、職場との距離等々で選ぶんじゃないで、思っているところ3項目を挙げて選べなくて、また該当がなくて、次にまた1か月待たされて、そういう現実がある中で、逆に言えば保育所送迎ステーションというのが役立つのかもしれませんが、基本は子供を真ん中に置いて考えていただきたい。神戸市も勉強になったと思っております。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 荒川委員も言ったんですけども、子供の受渡しの場面が増えるというところでは、いろんな問題が起きているわけですね。そこはマニュアルの整備とかもされているし、センサーを使って事故をなくすといったこともしているんですけど、やはり一番問題なのは人の目ですよ。相互確認といったようなことなんですけども、その辺を詳しく聞きたいなと思っていたんですけども、なかなか時間の都合で聞き出せなかったんですけども、先ほどの子供中心というところから考えると、やっぱりトラブルのリスクも増えてくるのではないかなといったような思いもしましたので、そういった視点が必要と思っております。

いずれにしても、ステーションありきではなくて、しっかり分析をして、どうなのかということが必要んじゃないかなと改めて思いました。以上です。

○委員長（村上直樹君） 西田委員。

○委員（西田一君） すいません、1つ忘れていました。現場の園長先生方の御意見を伺うと、そもそも保育所に駐車場が全く足りていない。保育所も歴史が古いところが多いですから、今ほど車を使っていないときに保育所ができていもので、根本的に駐車場が足りない、そっちのほうで解決すべき課題としては優先度が高いんじゃないかという声を伺っています。

○委員長（村上直樹君） 小宮委員。

○委員（小宮けい子君） 今、日野委員が言われた子供を中心に考えるというところで、保育所送迎ステーションと本体を一体として保育基準で保育士を配置するということになれば、今まででいえば一つのところに保育士がいた、それが別の場所にいるとなれば、やはり保育の質というのはどうなんだろうというふうなことを1つ感じました。

もう一つ、神戸市のゼロ歳から2歳までを保育所送迎ステーションで預かるという部分で、

そこは基準で園庭が要らないようになっているけど、今の保育所は、ゼロ歳から2歳の子供というのは歩けるようになったら外遊びをしている、やはりそれが子供の発育に必要なものであるから、保育所送迎ステーションでのゼロ歳から2歳までの保育も、質の高いものができるのかということを考える必要があると感じました。

働く親、共働きをしている親にとっては、保育所を選ぶ選択肢の一つになるのであれば試行するというのも感じました。しかし、最初からこの保育所送迎ステーションありきではなくて、やはり今までの保育の質というものをしっかりと担保できるのかというところで考えていく必要があると思いました。以上です。

○委員長（村上直樹君） じゃあ私からも。ここで、副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（小宮けい子君） 村上委員。

○委員（村上直樹君） 西田委員とかぶるかもしれないんですけども、待機児童、また未入所児童が出ている要因っていろいろあるかと思います。先ほどありましたけども、自宅、職場から距離の近いところを選びたいというニーズもあるんだろうと思います。そこが当てはまらなかったら待機じゃなくて未入所児童になっているという、未入所児童もいろいろと理由があるんだろうなと私も思っていて、神戸市は保育所送迎ステーションの運営母体と園の運営母体が一緒でしたよね。私が思ったのは、例えば、行政が中心地に保育所送迎ステーションを運営して、そのステーションに各園からバスで迎えに来るみたいなものがないのかなと感じました。

結局、神戸市は同じ運営母体ですから、ステーションから園に連れていくだけじゃないですか。そうではなくて、園がほかにもいっぱいありますから、ステーションに園からバスで迎えに来てもらって、そこから、どこ行きと子供さんを振り分けて連れていくような形で、お母さん方はそのステーションに連れてくれば入っている園に連れていってくれるというのもありなのかなと私は感じておりました。待機児童、また未入所児童が出ている要因、内容をしっかりとまた精査していただければなと思いました。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） ここで、委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（村上直樹君） その他よろしいですか。

ほかになれば、引き続き、神戸市のヤングケアラー支援について意見交換を行いたいと思います。

神戸市では、ヤングケアラー支援の取組状況や相談支援体制、取組の効果及び兵庫県との連携などについて調査をいたしました。

それでは、意見、提案等あれば発言をお願いいたします。井上委員。

○委員（井上しんご君） ヤングケアラー支援事業をつくられた上田課長からお話を伺い、非常に情熱を持って対応されているということが印象に残りました。神戸市では、ヤングケアラー

に20代の青年も含めているということで、そこは非常に大事だなと思いました。

というのは、自分も地元で相談があって、ちょうど短大を卒業したぐらいにおじいちゃんおばあちゃんが倒れて、結局、就職するときはその介護という形になって、ケアラーなんだろうけども、それから10年ぐらいケアして、亡くなった後も社会に出るきっかけを失ったみたいな話があったんですけども、神戸市話を聞くと、子供とか若者の人生の問題だということが非常に印象に残りました。ちょっと前までは、親の介護とか、おじいちゃんおばあちゃんの介護をしているというのは、立派だなとか、感心なお子さんですねと言っていた。そういった認識でいいのかという形で、子供の遊びであるとか学びであるとか、また、友人とどこか行きたいとか飲みに行きたいというニーズというか、そこをどう社会として考えていけばいいのかというところで、子供とか若者の目線に立った支援をしていくということが非常にすばらしいと感じました。

当然、介護に当たれば、老老介護でも親の介護をする子供さんでも、介護する側に一定の制約があると思うんですね。大人が親を介護となれば、いろんな福祉制度を使って負担を減らすという方法もあるのかもしれませんが、子供の場合はそういう制度の使い方も分からず、また、どこにそういった相談窓口があるのかとか、福祉サービスにつながりにくいという課題がある。そこをどう発掘し、こういう制度があるよということを言っていくのが大事だということで、お話を聞いて、そういった仕組みは非常に必要だと感じました。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今、井上委員も言われましたけど、担当者の非常に強い熱意というのを感じました。様々な困難を克服しながらの取組ということですので、やはり担当者の向き合い方が極めて大きいと感じました。

それから、断らない対応を心がけているというようなお話があったと思いますけど、具体的には、学費が払えずに滞納しているといったケースで、学校と交渉をしたり、ハローワークと連携した就労支援をやっているということもありましたけど、ケース・バイ・ケースの支援をされているということについて、非常にぬくもりを感じました。

それから、イギリスではヤングケアラーへの支援が法制化され、1980年代から支援が行われているという説明がありましたけど、その説明の中で、日本では根拠法令がないということで、これが支援する側にとっても支障になっているということで、法制化、条例化等の検討が必要かなと思いました。

それからあと、支援の入り口として弁当の提供ということから入っていくという話もありましたけど、やはり非常にデリケートな問題ですので、おせっかいというような受け止め方をされるとそこで止まってしまうわけで、それぞれの当事者の気持ちを粘り強く把握しながら支援することが求められていると思いますし、市の関係部署、それから関係機関の情報共有、あるいは連携した取組が重要だなということを強く感じましたので、ぜひこれは本市でもそういう

取組をしっかりとやっていただきたい。頑張っているとは思いますが、そういうふうに感じました。以上です。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 私が一番感じたのが、お手伝いとケアラーの違いということを御説明いただいたわけなんです。昔は親の手伝いをするというのは当たり前だったので、そういう意味では、その行為が保護者の下で行われているかどうかとか、あるいは、友達と遊ぶ時間とか勉強の時間が取れないとか、しつけと虐待の違いと同じように、お手伝いとケアラーの違いのものをきちんと周知して、市民自身がその辺を認識していくことが一番必要なのかなというのを感じたことと、先ほど話がありましたように、小学生だったら学校現場から、あるいは神戸市の場合は20代と言っていることから、若者に対しては生活保護のケースワーカーからも情報をいただくとか、地域の民生委員とか社協からとか様々なところから情報をいただいて、そして、窓口における相談から支援までの流れを一貫している。個別支援会議というのをやって、そこで一人一人に合った支援につないでいくということが徹底しているなというのを感じました。

そしてまた、先ほど話があったように、子ども食堂でもそうですが、来てくださいと言って来られる方は、ある程度顔が見えるからいいんですけれども、来られない方にどうやって手を差し伸べるかというのが一番大きくて、子ども食堂をやっている方から相談があったのが、お弁当を届けることによって家の中の様子が分かるし、そこから様々困っている様子とか、あと、ケアラーを探し出すとか、そういうことができるけど、北九州市の子ども食堂の場合、今はどうか分からないんですが、配食に対して補助がないと言われたんです。ぜひ、その辺を拡大していただきたいと要望をいただいたのと、兵庫県が配食をきっかけに家庭内を見て、そこから人間関係を築いてしっかり支援に結びつけていくと、これは大変いい取組であると思いました。

本市も相談窓口をつくっていただきましたし、様々な観点で訪問支援とかも進んでいるかと思いますが、ぜひ力を入れてやっていただきたいと要望しておきます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか。金子委員。

○委員（金子秀一君） 神戸市のヤングケアラーの支援については本当に勉強になりました。北九州市の取組としては、ウェルとばたに全ての施設が集約している強みはあるなと思いつつながら、先ほど山本委員も言われましたが、20代も含めて施策の対象ということで、幅広い世代を見るために神戸市は福祉局が担当しているのかなと思いつつ、子ども家庭局と保健福祉局との連携、また、ウェルとばたの機能を最大限に活用するという部分で、北九州市独自のすばらしい取組もこれ以上にできるなと感じた視察でございました。

神戸市、兵庫県も弁当の配食サービスをして、そこを足がかりにということでありましたが、何度も言うようですが、ウェルとばたの機能が大変すばらしいので、本市でも横の連携で、個人に合ったコーディネートが進めばさらにいいものになるのかなと思う視察でした。以上です。

○委員長（村上直樹君）ほかにありますか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）ヤングケアラーの問題については、いつも思うんですけども、やっぱり本人自身が自覚できないというか、それが当たり前のようになってきているから本人が気づかないという問題と、よく聞くんですけど、誰に相談してもこの問題は解決できないという自己責任みたいなものを子供が持っていて、できない、相談したくない、知られたくないというのが、北九州市でもそうですけど、全国的にもそうかなと思っているんですけども、だからこそ北九州市の窓口をもっと充実させないといけないのかなと思うんですけども、周りが気づくということも今の段階ではとても大事な事かなと思うんです。

そういった意味では、いろんなところで我々も御家庭を訪問するとか、接点はたくさんあるんですけども、我々自身の感度をもっと高めていかなければいけないと改めて思いました。自分のことですけど。以上です。

○委員長（村上直樹君）そのほかは。西田委員。

○委員（西田一君）確認させていただきたいんですが、神戸市の事例については恐らくもう勉強されているのかなと思うんですが、北九州市ももちろん対応しているんですけど、僕が知識不足ですいません。北九州市でやっていなくて神戸市でやっている仕組みというのを把握できていたら教えてください。

○委員長（村上直樹君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 私どもがヤングケアラー相談支援窓口をつくる時に一番参考にしたのは神戸市のことでございました。なので、ある程度神戸市のことを調べた上で窓口を開設しております。

神戸市でできて本市でできていないというところは、どうしても児童福祉法などのサービスを使っていく関係上、主な対象者を未成年の方にしていますが、例えば20代のケアラーの問題ということも相談があれば対応しております。ただ、やはり限界がございますので、お住まいの地域の障害者・高齢者相談窓口であるとか地域包括支援センターとかにおつなぎするような対応をしております。大きく違うのは、成人したお子さんの支援というところ、やはり年代が違うのかなと思っております。

それから、県の事業ではございますが、配食につきましては福岡県も実施予定はないということですので、配食については、子ども食堂とかフードパントリーみたいなところで、一部ボランティアで訪問もやってくださっているところがあるんですけども、配食がないというところが大きく違うかなと考えています。以上です。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）御丁寧な説明ありがとうございます。

おっしゃったように、成年になるとそこで線引きがあるという、もちろんその後も社会資源につなげるということだったんですが、課題のある家庭というのは、子供が成人したらその課

題が急になくなるというわけではもちろんないということで、私としては、同じ支援をしてきていた担当者や社会資源がそこで変わるといのはどうなのかなと。やっぱり継続して同じような形で支援するのが望ましいので、もしそこに法律が立ち塞がるなら、それをクリアして継続して支援できる体制を考えないといけないと思います。

それと、私はお弁当もすごく効果的だなと思っていて、子ども食堂に一定の機能があるのは理解するんですが、子ども食堂の限界を理解している民間の支援団体の人がおっしゃるのは、やはり弁当を届けたいんだと、家に入っていきたいんだというところを複数の方がおっしゃいますので、そこも福岡県はまだ考えていないということであっても、あくまで市として動くのであれば、そういう配食の支援、その支援先で課題を軽減、解決してあげる仕組みですね。配食は何も県に頼らなくても、県を待たなくても、市独自でそんなに巨額の予算をかけなくてもできることです。これは、我々委員会としても検討というか議論を深めていくべきだと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほかありますか。よろしいですか。

それでは、神戸市のヤングケアラー支援については以上で終わりたいと思います。

次に、神奈川県横須賀市のエンディングプラン・サポート事業について意見交換を行いたいと思います。

神奈川県横須賀市では、エンディングプラン・サポート事業の概要や、終活情報登録伝達事業、わたしの終活登録の取組などについて調査を行いました。

それでは、意見、提案等あれば発言をお願いいたします。井上委員。

○委員（井上しんご君） お伺いして、自分もそういう問題があるんだと再認識したんですけども、全く身寄りがない方っていらっしゃると思うんですね。そういった方が、自分が死んだ後のことを考えて、貯金をして、これで何とかしてくださいということで手紙を書いている、その手紙が第三者に伝わっていかなければ、結果としてその思いが生かせない、そういった亡くなった方の遺志が尊重されないといったところをなくすため、行政が間に入っている支援は必要だと感じました。また、息子さんとかがいる場合でも、今はもう固定電話がほとんどない状況で、近所の人たちも息子さんの連絡先を知らない場合は、亡くなったことが伝えられないこともあると聞いて、そういう時代になっているんだと改めて認識しました。

今、携帯電話でも番号じゃなくてLINEで電話したりするケースもあるということで、そういった方の情報がちゃんと遺族に伝わるような仕組み、そんなにお金はかかっていないというお話を聞きましたので、こういったきめ細かな支援というのは、北九州市でも十分できると思います。また、そういったことが市民の遺志を尊重する、その方が最期をどういうふうに迎えるか、どの宗派で葬儀をしてほしいとか行政がちゃんと情報をつかんで、適切に身寄りのない人を支援できるような形、また、身寄りがある方をちゃんと遺族につなげていくということは、ぜひ本市でも実施してもらいたいなと感じました。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） エンディングプラン・サポート事業についてですが、北九州市でも社会福祉協議会が終活支援事業を実施していると、そして、市においても終活情報の提供とかエンディングノートの配付などを通じて普及啓発を行っているということが説明されております。私自身も最近、ある方から御自身が亡くなった後のこととか、あるいは、亡くなった親族の遺骨の引取りなんかで相談を受けたこともあって、特に独り暮らしで身寄りのない人にとって、このことは非常に切実な問題だと思っております。横須賀市では、市民は自らの死後に責任を持つ努力をということで、官民連携による社会的支援の取組を行っているということでしたが、非常に重要であると感じましたし、有意義な視察だったと思いました。

そして、説明の中で、エンディングプラン・サポート事業に登録したことによって、葬送に関して生前の意思が尊重されるようになった割合が2015年度の2.8%から2021年度には23.3%に上昇したという説明もありましたけど、これも非常に大きな成果かなと思いました。

そして最後に、終活情報登録伝達事業については、現代は緊急連絡先さえ容易に分からないような時代だということで、生前に自らの情報を安心できる方法で登録しておくことの重要性を踏まえて、市町村による制度の整備が最善であると強調されたことはしっかり踏まえる必要があると思いましたので、そのあたり非常に強い印象を覚えました。以上です。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 今の荒川委員のお話の中で、しっかり行っているなど思いながら、これは、北九州市に当てはめるときにどうなのかなと。横須賀市は、すばらしい担当の方で、何とかしなければならぬという熱い思いがあって、終活の登録制度の整備から登録事業を含めて役所がやるんだということを、これはエンディングノートの保管場所、それから遺言の保管先、お墓の所在地等々いろいろある中で、ただ気をつけないといけないのは、その情報がグレーゾーンに流れたときに奪われてしまうとか、いろんなことが考えられるなど思いました。

それから、北九州市でも、何よりお墓が問題だろうと思います。身寄りがないけど、お墓はある。でも、それをしまうのは、どなたがするのかというのものもあるし、この前、私は生活保護者の方の遺骨の件で保護課にも言ったことがあるんです。これは横須賀市でも質問したんです。ただ、横須賀市は、もう無縁墓地のスペースがないんだと。だから、生活保護の方で家族とは距離を取っているけど、最後、遺骨は家族にお渡しするんだということを言っていて、ええっ、北九州市はそんなことないぞと思って。北九州市は、いや、葬儀も市がやったので無縁仏に入れますということ言ったから、そんなことじゃなくて、家族が欲しいと言えば差し上げるべきと言って、それは実現したんですが、横須賀市はその真逆で、家族に取れる範囲で連絡を取って、それは差し上げると、そして、お墓、納骨堂とかあれば入れていただくということなので、それは北九州市も勉強してもらいたい。これについて、保護課は意見がありますか。

○委員長（村上直樹君） 総務部長。

○**総務部長** 横須賀市は、そういった意識で取り組んでいるということを改めて御教示いただきましたので、我々としても、御本人やあるいは御家族の方にどういった対応が可能かということとは引き続き研究、検討したいと考えております。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 日野委員。

○**委員（日野雄二君）** 終わります。

○**委員長（村上直樹君）** 山本委員。

○**委員（山本眞智子君）** この横須賀市の取組については、地域を回っていたら、身寄りのない方とか、あるいは身寄りが遠くにいて当てにならないとか、そういう方から多くの御相談をいただいている問題でありまして、大変勉強になりました。

その中で、引取り手のない遺体は市で火葬するということがうたわれているわけですが、北九州の場合はどのぐらいの遺体を火葬しているのか、また、その費用がどのぐらいなのか教えていただければありがたいんですが。

○**委員長（村上直樹君）** 長寿社会対策課長。

○**長寿社会対策課長** 引取り手のない遺体につきましては、これは保護課で管轄しているんですけども、令和4年度で306体あったと聞いております。それで、金額につきましては、1体当たり約21万円かかっていると聞いております。

○**委員長（村上直樹君）** 山本委員。

○**委員（山本眞智子君）** 計算したら、6,000万円ですか。かなりのお金をかけているわけなんですけど、これに対して横須賀市の場合は、生前に26万円、あるいは生活保護者の方は5万円を頂いて、それが市の財政に大きく貢献をしているということで、確かに、身寄りのない方もそうなんですけど、団塊の世代は子供に迷惑をかけたくないというふうな形で、それこそ断捨離とか、自分の死後の葬儀のこともしっかり考える世代になってきております。そして、生きている間にお金をためて、そのお金でどうやって自分の墓に入れてもらってどうやって永代供養してもらいかまで真剣に考えている方がすごく多いわけですよ。それをどこかできちんと管理していないと、横須賀市の場合も、せっかくお金をためて銀行に預けていて、遺書まであっても、それが火葬された後に出てきて、本人の遺志が尊重されないというのは本当に残念なことで、時代の流れの中で、民間の業者もいっぱいあるから民間業者に頼んでおけばいいじゃないかと言われても、民間も様々あるので、そこに市が絡んでやっているということになると、安心感があると思うんですよ。

そういう意味で、横須賀市も、やはりこれは自治体がきちっと絡んでいくべきだとはっきり言われております。この辺、今の時代の流れを踏まえて、また、市の財政にとってもありがたいことだし、それを望む市民の方にも大変有意義な施策と思っておりますので、ぜひ、終活支援とエンディングプラン・サポート事業をやっていただきたいと強く要望しておきます。

本市もエンディングノートを作ったんですが、それをどこに保管しておくかということが物

すごく大きいと思うんですね。本人はその気で墓の場所とか書いていても、御家族の方とか子供が見つけられなければ何の意味もないので、その辺の保管を市が一役買ってやっていくということは大変大きなことだと思いますので、横須賀市に行ってレクも受けてこられたとお聞きしておりますので、ぜひしっかり検討をよろしくお願いします。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） まずお聞きしたいんですけども、エンディングノートの配付事業というのは社協がされていると思うんですけど、市として幾ら出しているか分かるんですか。

○委員長（村上直樹君） 長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 エンディングノートの配付につきましては、基本的に作成も含めて社協がやっていて、市がそれに対してお金は出しておりません。社協もいろんな広告料収入で無料で作成していると聞いています。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） ありがとうございます。無料ということですね。

今、山本委員からお話があった墓地埋葬法第9条の亡くなった際はその市で御遺体を埋葬するというので、年間6,000万円のお金がかかっているという状況ですが、今回、横須賀市で教えていただいたのはこの墓地埋葬法第9条の予防ということで、目からうろこでした。

さらに、引取り手がない御遺体が増える理由というのが、私は人間関係の希薄化とか人間の情の希薄化みたいな、そういうふわっとしたものをイメージしていたんですけども、今回担当していただいた北見専門官は、携帯電話の普及によって無縁者というか引取り手がない方が増えているということで、要はこの方が死んだ場合はここに連絡するというのが分かれば、また、死んだ後の様々な情報を共有できるのではないかとということで進めたんだと思います。これは、もちろん社協のエンディングノートとか民間事業者とかという部分はあるかと思うんですが、やはり個人情報の扱いの訓練を受けた方、直接的に言いますと市の職員がそういった情報を管理することで、墓地埋葬法第9条の予防、さらには相続がきちんとされるような形になって、北九州市の財政的にもいいのかなと正直なところ思います。また、北見専門官論では、携帯電話の普及、固定電話がなくなったことによって身寄りのない方が増えたということであれば、対処できるのではないかなと思いますので、今現在、306体ということですが、団塊の世代の方々の今後の流れを見ますと恐らく増えていくのかなと思いますので、横須賀市の事例を基にしっかり対応を検討しないといけないなと個人的には思いました。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほかありますか。西田委員。

○委員（西田一君） 質問が重なるかもしれませんが、先ほどの年間6,000万円公費支出しているというのは非常に問題だなと思います。そういう意味では、あらかじめきちんと横須賀市のように制度を整えて、公費負担をできるだけ減らすと。御説明いただいた専門官の方のお話にあったように、その方が亡くなってから通帳がぼろっと出てきて、実は通帳に何十万円入って

いたとかあるけど、その通帳は触ることはできないので、そこはやはりこの制度をきちんと整えて、そういった公費支出があまりないよう、早急に導入すべきだと思っています。以上です。

○委員長（村上直樹君） 長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 すいません、1点だけ。先ほど説明がよくなかったんですけども、306体の御遺体を市が扶助費でということをお説明したんですけども、そのうち生活保護者の分も含めているので、実際には引取り手がなくて市が御遺体をとというのは88体です。

○委員長（村上直樹君） 西田委員。

○委員（西田一君） そうはいつでも、やっぱり2,000万円ぐらいにはなっているかなと思いますので、この制度は早急に検討、導入すべきだと思っています。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか、よろしいですか。

それでは、エンディングプラン・サポート事業は終わりたいと思います。

次に、東京都世田谷区の子どもの居場所づくりについて意見交換を行いたいと思います。

東京都世田谷区では、羽根木プレーパークの施設概要や地元自治体との連携などについて調査を行いました。

それでは、意見、提案があれば発言をお願いいたします。井上委員。

○委員（井上しんご君） プレーパークに見学に行って、本当にすばらしいなと思いました。子供の居場所づくりは様々あると思うんですけども、このプレーパークは歴史もあるということで、いろんな先進事例、海外の事例とかを研究しながらされているということで、そこにいらっしゃるボランティアの方も含めて、保育士であったり専門家の方がこういったボランティアに関わっているということを感じました。

中でも大事にされていたのは、子供たちが自由な発想で遊べるような形で、それを大人としては見守り、また、昔遊びの仕方、こまの回し方とかそういったことを大人の方が教えたりという形で、子供に請われれば一緒に遊ぶというスタイルが印象的でした。

世田谷区は都会なのに、子供たちの姿を見ると、本当に泥だらけで遊んだり、そういう子供らしい姿というか、北九州市よりも町で生活しているけど、言葉は悪いんですけど、田舎の子供に近いような、非常にたくましい子供たちがたくさんいたのが印象的でした。

スポーツクラブとかいろいろあると思うんですけども、大人がルールを決めて、大人の指導に従ってやる、例えば野球でもサッカーでも、いろんな遊びでも、大人の枠内で遊ぶみたいな感じ、それは安全上のこともあるかもしれませんが、そういうのが主流になってきているような気がするんですけども、世田谷のプレーパークの場合はそうじゃなくて、そこにちょっと大人がいるというぐらいの感じで、程よい距離感がいいなと。大人から、こうしたらいいよとかこうしたらいいよということを言われずに、ちょっと危険な遊びでも、大人の方もよっぽどのことでない限りは見守っていく、けがとか擦り傷とか、ちょっと血が出たぐらいは子供たちの危機意識で対応していくという、そういう能力をつけさせていくということに主眼を置いてい

るということで、本当に古い歴史のあるプレーパークですけれども、むしろ逆に新しいというか、これからそういった原点回帰という部分が必要かなということを感じました。

ですので、当然、学校をサボって来ている子もいらっしゃるし、そういった子供にも殊さら学校へ行きなさいとか言うこともなく、普通にそこに来て遊んでいて、大人もただいるというだけ、そういった子供は支援しないといけないと思いがちですけれども、あえてその子を見守っていくという、しかもすごい専門家なのにあえて手を出さないというスタンスが非常にいいなと感じました。こんなものが、北九州市にもあればなということを感じました。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） まず私を感じたのは、常設の施設があるということの重要性だと思うんですね。しかも、世田谷区では区内に複数の施設があるわけですが、さらに増設する予定だということで、行政として子供の居場所づくりについて非常に積極的に取り組んでいるなというのを感じました。

それから、この取組の成果を定量的に評価するというのは非常に難しいと思うんですが、この施設を利用したことによる体験が子供たちにとって大きな財産になると強く思いました。

それから、今井上委員も言われましたけど、事故やトラブルを恐れるあまり厳しいルールで制約するということがじゃなくて、例えば軽いけがなどでは、それを経験しながら、じゃあ次回はこれを回避するというか、そういうようなことを通じて知恵を身につけさせるというんですか、そういう非常にポジティブというか前向きな運営の姿勢にも共感を持ちました。

それから、現場で説明してくれたスタッフの皆さんが非常に生き生きとしていたということも印象的だったと私は思いました。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほかありますか。金子委員。

○委員（金子秀一君） プレーパーク、私も初めてこういった施設があるというのを教えていただきまして、本当に目からうろこの勉強をさせていただきました。

東京の世田谷という大都会の中で、ほとんど住宅地とか高層ビルの中での施設なので、北九州市はどっちかという都会もあるし田舎もあるような状況で、火遊びとかはもちろんできませんが、どこまでプレーパークをするのかというのはあるんですけども、でも子供の居場所として、自分の責任ですするという部分で、たとえ視察に来た議員さんが木から落ちててもそれは自己責任ですという姿はすばらしいなと思いましたので、常設で火が使えるとか、子供たちの自己責任でとか、あと、子供の居場所ということで、北九州市にとっても大変必要な施設じゃないかなというふうに勉強させていただいたのと、あと、井上委員の運動能力の高さに感動しました。以上です。ありがとうございました。

○委員長（村上直樹君） そのほかありますか。西田委員。

○委員（西田一君） 私も、井上委員が子供と一緒に木に登って、そのままプレーパークに住んでもらったらよかったなあと。

○委員長（村上直樹君）井上委員。

○委員（井上しんご君）議員派遣してもらったら、いいですよ。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）派遣じゃなくても、どうぞ。

○委員長（村上直樹君）落ちるんじゃないかと思って冷や冷やしていましたが。西田委員。

○委員（西田一君）それで、例えば僕は小倉南区ですけど、私の周辺にはこれをつくらなくても自然があるので、そこで自由に遊んだらいいと思うんですが、世田谷がすごいなと思ったのは、これがもう44年、今度、45年目になると言っていました。現場のスタッフが、ここは地価幾らだと思いませんかと言っていたような町なかで、あの広いプレーパークがあるんですよ。同じように北九州の町なかで、この規模のプレーパークをやるというのはなかなか難しいかなと。

ただ一方で、遊び場がないのは、やっぱり町なかの子供なので、ここがボトルネックだなと思っていて、今のところ私に知恵がないんですが、もともとないんですけど、プレーパークに関してどういうところでやろうかなとか何かアイデアとか、子ども家庭局で話し合ったりされていますか。

○委員長（村上直樹君）青少年課長。

○青少年課長 今、委員の皆さんが御指摘されたプレーパーク、本当に素晴らしい活動だと思っております。我々もこのプレーパークを市内に広げていきたいと考えております。

今、西田委員がおっしゃられたように、本市と世田谷区の特性の違いがありますが、せんだって補正で上げさせていただきましたように、市としても、町なかにある公園を中心にモデル事業を進めております。町なかの公園などを利用してプレーパークをしていけたらなど。ただ、公園は火を使ってはいけないとかボール遊びをしてはいけないとか、いろんな制約がございます。ですので、今後、建設局とか公園を管理しているところと話しながら、できるだけそういう町なかでも郊外でもどこでもできるように検討していきたいと思っておりますし、まずは、プレーパークそのものもあまり知られていないというのがございます。それは先ほどから出ていますけども、世田谷は長い40年の歴史がございます、それなりに定着していますけども、本市においてはまだ知られていないので、まずはプレーパークとは何ぞやと、聞くだけじゃなく見てもらって、そして、素晴らしい事業であるということを理解してもらって、じゃあ地域でやってみようじゃないかという雰囲気醸成していきたいと、そういう流れに持っていきたいと考えております。ですので、今回の補正で上げた町なかの公園で、今年度、モデル事業をやると思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）そうですね。手っ取り早くというか、割とすぐできるのは公園ぐらいしか思い浮かばないんですが、恐らく公園のユーザーも年長者もいらっしゃるでしょうし、野球

チームとかも使っているので、ここまで本格的なものにはなかなかならないんだろうなと思っていて、例えばプレーパークがすごいなと思ったのは、子供たちがいっぱい来ているんだけど、その子供たちの素性というか家庭のことにはあえて立ち入らない。だから、お互いにニックネームで呼び合っていて、名字を知らなかったりとか、それで何年も過ごしていたりとか、もちろん本当に困ったときにはちゃんと介入してくれるんでしょうけど、スタッフの方がおっしゃっていたのが、火も使うわけですし高いところにも登らせるわけで、我々が子供のときにはそれが普通だった、例えばけんかをして手加減を知るとか、こういうことをしたらけがするんだよとかいうことを今子供たちが経験できていない中で、ここではできているんですよ。何十年前の子供と同様にできている。今御説明いただいた事業では、多分、そこまではたどり着けないんだろうなと思います。

本当に町なかでこれをどうやったらいいかなというのは、ぜひ、皆さん昔を思い出して、いつもどこかで考えていただければなと思っています。以上です。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 私も、視察に行った委員全員が、昔みんなこうやって遊んだということで、子供のようにしゃいでいた姿が忘れられないんですが、昔、川に入ったりとか泥んこになったりとか、親がいなくても一緒に下の子の面倒を見るとか、木に登ったりとか、そういうことを自分たちは経験してきて今があるのに、自分の子供に対してそういうことをあまりさせてこなかったなど。でも、子供は体験をして学んでいくんだなというのは子育てをしていく中で感じた部分もあり、やはり選択肢をいっぱいつくってあげるということはすごくいいことだなと実感して帰ってきましたし、その中で、様々なコミュニティーをつくったり、あるいは危険を感じたりとか、自然の中で学んでいくことの重要性というのは、今、北九州市のお子さんは体育でもちょっと全国平均より低いとか言われている中で、昔は田んぼの中を走り回ったりとか山の中を走り回ったりとか、スキーをしたりとか、親も忙しかったからほったらかされている中で、子供同士で工夫してみたいなのが、またそういうのも必要な時代になってきている中で、選択肢を与えてあげるというのはすごくいいことじゃないかなというのを感じて帰ってきましたので、ぜひ町の中のパークを使って、それが今後の子供たちの人生にどういうふうに出てくるかというのは先の話かと思いますが、実際に私たちみんなそういう遊びをして今があるわけなので、ぜひそのいいと言われる部分を取り入れていただきたいなと思いました。これは感想です。

○委員長（村上直樹君） そのほかありますか。よろしいですかね。小宮委員。

○委員（小宮けい子君） プレーパーク、子供が来てやりたいことをして遊ぶ、ごく自然なことで、遊びというのは内発的なものだから、学校の中でも、先生に遊んでと言う子が多くなってきている。だけど、プレーパークに来ている子供たちは、それこそやっとな歩くと自分でも何かやりたくて、びっくりしたのが、とても寒いときだったんですけど、おむつをした子

がはだしで歩くことを楽しんでいる、それで、後ろからお母さんなのかボランティアの方か分からないけどそれを見ているという。そこにおられたボランティアの方に聞くと、子供がそうやって楽しそうに遊んでいる姿を遊ばせ切る母親がいて、そして、初めて来た親がどうかと悩んでいたときに、そこで遊んでいる子供がいる、子供が楽しそう、じゃあ遊ばせてみようか、はだしでも何でも下ろしてみようかということ、親が子供の遊ぶ姿から子育てを学ぶということがあるんですと話されていたのがとても印象に残りました。

そらまめハウスといって、国の予算が出るということで、ゼロ歳児から来て、乳幼児の自主保育ということでボランティアも来ているという、ほかと比べたら立派な建物がありました。やはり遊び場をつくるときに、子供から出た遊び道具、遊具でなくては子供は楽しくないと思う。ここでは、高い塔を作ろうと言って高い塔を作った、まだお金が足りないから途中までだと、そこにロープを張ったら子供がロープを渡る、大人も渡った人がいらっしやいましたけど、見ていて本当に楽しいからやるというような、やはりプレーパークをつくるときに、子供が何をしてほしいかというところから物を作っていくのが大切だと感じてきました。

44年でしたかね、やはり継続していくこと。遊ぶ楽しさ、それから、プレーパークを運営するのが親から子、子から孫に受け継がれてきて、また、子供に共に寄り添っていくということで、地域の人脈というか、地域がつながっているという、だからこそあの公園はとても楽しく子供が安心して行ける場所だと思いました。

先ほども出ていましたけど、やはり常設が必要だと感じました。学校が終わってから、親が連れてくるんじゃないで各個人で来る、学校に行けない子も朝から来ていることもある。私たちが視察へ行ったときも来ていました。家庭的に課題があるなと感じた、また、子供から訴えがあったようなところは、しっかりとそれぞれの機関が親と連携を取っていくというようなこともされているという、子供が一人にならないという、心も体も安全な場所というのを感じてきました。一気にそこまで行くのはとても難しいと思いますけど、やはり子供からの声を聞いて、子供が楽しいと言うような、そういうところで遊び道具等を作って、町なかのプレーパークというのをつくっていただければと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか、よろしいですかね。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 私も、東京のああいう自然の中で、こういう場所があるんだと感動したんです。何より子供たちが生き生きと、本当に人懐っこいんですよ。話しかけてもすぐ近寄ってくるというような、遊びも教えてくれるといったような、本当にいい子が多かったので非常に感動しました。

ああいうところが当たり前のような環境で私も育ってきたんですけど、私と違うところは、周りにそんなに大人の目はなかったなど。都会のプレーパークというのは結局、大人の居場所でもあるんだなという、何かそんな感覚もあった。ボランティアのほかに、とてもたくさんの方のお父さんの方がおられるんですよ。都会だからこうなんだろうなと思ったりもしました。それはそ

れで、すばらしいんですけどね。

もう一つは、北九州市のことを考えたときに、私のところもそうですけど、うちにこれは当てはまらない。西田委員じゃないですけど、うちも田舎ですから、公園もあり神社もあり、遊ぶところは少なくなったとはいえ、まだまだあるんですけども、昔、地域の遊びは、年長者のリーダーが司令塔のようなところで、その人の言うことを聞くと同時に、自分の子供のときを思い出して、もう一つ、子供会というのがあったんですよ。子供会の中でやっぱりリーダーがいて、一緒に遊んで、地域の行事も教えていただいたといったようなこともあるんですよ。

話は全然違うんですけど、先日、うちの町の宿場まつりが終わったばかりなんですけど、宿場踊りというのは独特な手があるんですけど、そういったのは子供会の中で自然と教わるんですよ。見ただけでは踊れないんですけども。そういった環境があって、ふと考えたときに、子供会の活動ももっと活性化させたほうがいいんじゃないかなと思ったんですよ。まだ十分勉強していないんですけども、子供会活動への行政からの支援というのももっと充実、活性化させるような手だてが要るんじゃないかなという感想を持ちました。以上です。

○委員長（村上直樹君） 大変活発な意見、感想、また提案等々ありがとうございました。

それでは、以上で所管事務の調査を終わりたいと思います。

ここで、本日の報告に関係する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

それでは次に、保健福祉局から、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正に係るパブリックコメント実施結果について報告を受けます。障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 それでは、お手元のタブレットに配付しております報告資料、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例、通称障害者差別解消条例の一部改正についてのパブリックコメントの実施結果について御説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

障害者差別解消条例の一部改正につきましては、本委員会において、7月13日に、改正の方向性や検討の状況、また10月12日に、附属機関である北九州市障害者施策推進協議会からの答申内容等を踏まえ、本条例の一部改正について市民意見の募集、いわゆるパブリックコメントを実施することを御報告させていただいておりました。本日は、そのパブリックコメントの実施結果について御報告申し上げます。

まず1つ目の、意見募集期間について御説明いたします。

今回、意見募集につきましては、令和5年10月13日から11月13日まで32日間実施いたしました。

続きまして2つ目の、意見提出状況について御説明いたします。

(1)提出者につきましては、5名の方からいただいております。内訳は、電子メールによる

提出が3名、電子申請による提出が2名となっており、郵送やファクスでの提出はございませんでした。

また、2番の提出意見数は、この5名の方から7件となっております。

(3)の意見内容につきましては、1、事業者による合理的配慮の提供の義務化に関するものが1件、また2つ目の、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容から条例に反映すべき事項に関するものが1件、また3つ目として、その他のものが5件となっております。

3、条例の一部改正の内容への反映状況について御説明いたします。

まず、条例への追加修正に関する意見が2件ありまして、その内訳としましては、追加修正が必要であるといったものはゼロ件、追加修正がなしというものが2件となっております。それ以外としまして、今回の一部改正の内容や現行条例に既に規定済みのものや、また、今後の施策や取組の参考とさせていただくものが5件となっております。

それでは、2ページを御覧ください。

いただいた御意見の概要と北九州市としての考え方及びその反映結果について御説明いたします。

まず1つ目、事業者による合理的配慮の提供の義務化に関するものについてでございますが、こちらは1件の意見をいただいております。表の左側の項目番号1、こちらの御意見は、現行条例第8条の合理的配慮の規定の中で、現行の条例の7条の不当な差別的取扱いの禁止規定と同じように、福祉・医療、販売サービス、雇用労働などの分野ごとに合理的配慮の事例を設けてもよいのではないかとこのことでございます。

北九州市としましては、この合理的配慮の提供方法につきましては、障害のある人の身体等の状況が個人で異なり、建物や設備の状況といった社会的障壁も様々であることから、その対応状況が多様となり、非常に個別性の高いものになります。このため、条例の中で分野ごとに合理的配慮の提供事例を示すことは検討しておりません。合理的配慮の理解促進につきましては、出前講演の実施やSNS等を活用した周知啓発、また、障害者差別解消相談コーナーに相談のあった好事例の提供の実施という形で取り組んでまいります。

これを踏まえまして、反映結果としましては、条例に新たな設定を設けないため、イ、追加修正なしとしております。

それでは、3ページを御覧ください。

2、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容から条例に反映すべき事項に関するものについてでございます。こちらにも1件の御意見をいただいております。

項目番号2の御意見は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念である、障害のない人と同様の内容を同一時点でなどといった条文の追加だけではなく、障害のある人それぞれの特性を理解した上で対応を考えなければ誤った対応が広がるため、障

害のある人に対する情報の取得利用等に係る利便性向上のために真に必要な配慮を具体的に行政や事業者にしっかり周知啓発するようにというものでございます。

北九州市としましては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本方針を条例に規定することに加え、市職員や事業者に対して正しい理解を促進させるため、職員の研修や出前講演の機会を捉え、障害特性の理解及び障害特性に応じた、障害のある人の情報取得・利用等に係る利便性向上のための合理的配慮の提供の事例、また、環境の整備の事例をお示しするとともに、SNS等を活用して周知啓発を行うことにより、障害のある人が必要とする情報をタイムリーに取得し円滑に意思疎通ができる社会環境の整備に努めてまいります。

反映結果としましては、周知啓発の取組時の参考とさせていただくため、ウ、その他としております。

それでは、4ページを御覧ください。

その他についてでございますが、こちらは5件の御意見をいただいております。

項目番号3は、環境の整備の内容や、環境の整備と合理的配慮の違いについて、市民や事業者の理解促進のため、パンフレット等にイラストなどを入れ、分かりやすい資料を作成する際に、視覚障害のある人に対してどのように情報保障を行うのかといったものになっております。

北九州市としましては、視覚障害のある人に対しては、ホームページでの周知やパンフレット等、広報物を作成するに当たり、イラストなどの内容についても具体的に説明をした音声コードや音声読み上げに対応したテキストデータを活用することで情報保障を行ってまいります。

反映結果としましては、啓発等の作成時に参考とさせていただくため、その他としております。

続きまして、項目番号4の意見につきましては、条例の改正の時期に関するものです。

北九州市としましては、条例の改正につきましては、令和3年5月に改正された障害者差別解消法の改正内容を踏まえ、令和5年度中に実施をし、改正法の施行日である令和6年4月1日の施行を目指し、作業を進めてまいります。

反映結果としましては、法と合わせた施行を予定しておりますので、こちらもウのその他としております。

続きまして、項目番号5の意見は、障害者差別解消法や条例の改正が一般市民の方に周知されていないため、市として啓発に力を入れてほしいといったものです。

啓発活動の推進につきましては、現行条例の第21条において、事業者及び市民の障害及び障害のある人に対する理解を促進するため、市は障害者団体と協働して必要な啓発を実施すると規定されております。法の改正に併せ、基本方針も改正され、障害者差別の解消が必要であることを国民一人一人、市民一人一人が認識する必要性について新たに記載されたことも踏まえ、

引き続き様々な啓発手段、機会を捉えた啓発活動に取り組んでまいります。

反映結果としましては、現行の条例の規定に沿い、周知啓発の取組時の参考とさせていただくため、こちらもうのその他としております。

それでは、5ページを御覧ください。

項目番号6の意見は、障害のある人に対する職場でのパワハラ防止対策が不十分であるため、パワハラの防止規定を定める労働施策総合推進法の関連条文を本市の条例に盛り込んではいかがでしょうかといったものです。

北九州市としましては、障害の有無にかかわらず、職場におけるパワーハラスメントの対策については、御質問をいただいておりますとおり、労働施策総合推進法において規定されていることから、本市の条例に他の法律の条文を追加することは検討しておりません。一方で、関係機関と協力し、職場における障害特性の理解を深めることで、パワハラの防止などに取り組んでまいります。

反映結果としましては、条例に新たな規定を設けないため、イ、修正なしとしております。

項目7の意見は、条例第7条に不当な差別的取扱いの例外規定がございまして、その条文の中に、その他の合理的な理由があるときという文言がございまして、この文言が、景気後退など社会情勢の変化により、事業者による解釈に揺らぎが出て、事業者にとって一方的に都合のよいものにならないか不安を感じるといったものになっております。

北九州市としましては、不当な差別的取扱いの例外規定について、事業者等による正しい解釈が促進されるよう、パンフレットの配付や商工会議所を通じた研修の実施、また、SNS等を活用した周知啓発に取り組んでまいります。

反映結果としましては、周知啓発の取組時の参考とさせていただくため、ウ、その他としております。

最後に、今後の予定について御説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、これまでも本委員会をはじめ、障害者団体との意見交換や、附属機関である障害者施策推進協議会、さらには今回のパブリックコメントを通じて、様々な御意見をいただいております。今後は、一部改正の内容を基に条文の改正作業を進め、2月議会で条例改正議案を御提出させていただきたいと考えております。その際は、改めて御審議のほどよろしく願いいたします。

以上で障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例、通称障害者差別解消条例の一部改正についてのパブリックコメントの実施結果についての御説明を終わります。

○委員長（村上直樹君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 貴重な意見を市民の方からいただいて、それに対する市の考え方が示されておりますが、項目番号1の第8条の合理的配慮に関する規定が簡潔過ぎるんじゃないかというところで、回答は、障害のある方の身体的状況とか社会的障壁の状況によって多種多様な中身がある、非常に個別性が高いということでもありますので、それぞれ対応について条文で示すことはなかなか難しいということだろうと思うんですが、検討しておりませんという言い方がちょっと気になってですね。経過があるんだろうと思うので、検討しておりませんといったら、せっかくいただいた意見について、考慮しませんよというふう聞こえる、これを読んだときにそう感じたので、意見をいただきたいというのが1つ。

それから、2番の意見で、市の考え方としては、法に規定される条文を参考に検討を進めてまいりますとなっておりますけど、前々回でしたかね、前回でしたか、質問させていただいたと思うんですけども、基本理念にこれを書き込むと言われたような気がします、これは第3条の基本理念のところそういう他の法律の理念を規定、表現を追加するということなんですかね。これが2点目。

それから最後に、6番の意見に対して、ここも同法の条文を追加することは検討しておりませんとなっているので、ここもちょっと、せっかくいただいた意見に対して少し紋切り型ではないかと思うので、その辺についての意見、見解をお尋ねしたい。以上です。

○委員長（村上直樹君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 今、3点の御質問をいただきました。

まず、1つ目の御質問であります項目番号1番の合理的配慮の提供方法につきまして御回答いたします。

こちらの検討状況ということになります、こちらは、この条例を策定するとき、実は不当な差別的取扱いの禁止と併せて、合理的配慮といったものについても事例を入れてはどうかといった御意見がありました。その当時もやはり、差別的取扱いについては禁止事項として述べるができるんですけども、どうしても合理的配慮となりますと、例えば聴覚障害のある方であれば、必要な合理的配慮は手話であったりとか字幕であったりとか、あとは要約筆記だったりとか色々ございまして、そうしたことから、条文には盛り込まないといった流れがございまして。そうしたところを踏まえまして、今回も、こうした内容につきましては条文でお示しするのではなく、パンフレット等を通じて様々な事例をお示しして啓発に取り組んでまいりたいという御回答になっております。

また、2つ目に御質問いただきました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容につきましては、委員御指摘のとおり、推進法の基本理念を条例の基本理念の中に入れ込むと。現行、差別解消条例の中に、アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の条文の一つが実は既に法律ができる前から盛り込まれておりまして、それと合わせてほ

かの条文をこちらの条例の基本理念に追加するといった形で検討を進めております。

また、3つ目に御質問いただきました項目番号6、パワハラの関係になりますけれども、こちらの経緯につきましては、今回の差別解消条例というのが差別解消法を受けてつくっている条例になっております。そうしたことから、他の法律を盛り込むといったところにつきましては今回行わないということになっておりまして、実は今回の策定の中でも、ほかの条文内容ではあるんですけども、他都市で条例としてつくっているようなものを、市の差別解消条例の中に入れてはどうかといった御意見もありましたけれども、そちらにつきましては議論の中で、やはり他の法律に関するものは入れないほうが良いといった御意見がありましたので、外しております。

ただ、この条例の中に、先ほどの障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が入っておりますけれども、こちらは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、国の法律ができる前の段階で、条例に盛り込んでいたという経緯がございますので、そうした経緯から、この障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法につきましては条例の中に組み込んでいます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） よく分かりました。ですが、この回答がちょっとね。検討しておりませんと言われたら、せっかく意見を出したのに検討もしないのかというふうな感じに、どうしてもそういうふうな印象があるので、そこがちょっと気になったので伺いました。説明を聞いてよく分かりましたけど、そういうことです。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。いいですか。

それでは、ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会	委員長	村上直樹	㊟
	副委員長	小宮けい子	㊟